

実施方針等に関する質問に対する回答

■実施方針

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答
			頁	I	1	(1)	ア	①	a		
1	実施方針	公の関与のあり方	1	I	1	(3)				「給食センターの基本的役割及び機能に関する公の関与のあり方について十分に留意していくこととした」とありますが、留意される公の関与のあり方について具体的にご教示下さい。	詳細については、福岡市ホームページ「学校給食基本構想検討委員会／(参考)福岡市による「福岡市学校給食センター再整備基本構想」(平成22年10月4日策定)」を参照して下さい。
2	実施方針	HACCPについて	2	I	1	(4)	ア			HACCP(危害分析・重要管理点)の考え方に基づく手法による衛生管理と有りますが、HACCPの認証の取得が必要ですか。	必要ありません。
3	実施方針	新エネルギーについて	2	I	1	(4)	カ			新エネルギーの利用と有りますが、新エネルギー法に定めるエネルギー(太陽光発電、風力発電、太陽熱利用、温度差エネルギー、廃棄物発電、廃棄物熱利用、廃棄物燃料製造、バイオマス発電、バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造、雪氷熱利用、クリーンエネルギー自動車、燃料電池)の内、どのエネルギーの利用を想定していますでしょうか。	事業者提案によります。 なお、周辺環境への配慮との両立を図って下さい。
4	実施方針	環境負荷の低減	2	I	1	(4)	カ			環境負荷の低減策として「残渣の再生利用」とありますが、(8頁-Ⅱ-(3)-(5))に「残食及び食材くずは市が別途契約する業者により排出処理を行う」とあります。この場合の残渣はフライヤー等の廃油を指しておられるのでしょうか？	再生利用可能な調理くず等をさします。
5	実施方針	施設内容	3	I	1	(5)	ア			要求水準書(案)が要求水準書として公表される時期をご教示ください。	入札説明書等の公表時を予定しています。
6	実施方針	入札説明書等の定義	3	I	1	(5)	エ			「入札説明書等」に含まれる文書類の範囲をご教示下さい。	実施方針における「入札説明書等」とは、入札説明書及び入札説明書に併せて配付する次の資料を含むものとします。 ・事業契約書(案) ・要求水準書 ・落札者決定基準 ・様式集 ・基本協定書(案)
7	実施方針	学校配膳室改修業務について	3	I	1	(5)	エ	①	f	学校配膳室改修業務は、建設業務を行う者が工事をすると考えて宜しいでしょうか。その場合、本体工事の建設工事請負契約に、当改修工事も含めると考えて宜しいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、SPCとSPCからの受注業者間の契約であり、当該改修工事を別の建設工事請負契約とすることも可能です。
8	実施方針	事業の範囲	3	I	1	(5)	エ	①	f	配膳室の改修については、計画表及び仕様等を示していただけないでしょうか。改修工事の考え方、見方によってコストが大きく変わってくると思われます。	要求水準書:参考資料13「学校配膳室の配膳計画概要」により、基本的な改修内容については、後日公表する予定です。
9	実施方針	事業の範囲	3	I	1	(5)	エ	④		本事業における水道光熱費の負担は、貴市での業務範囲という理解で宜しいでしょうか。	光熱水費は事業者の負担です。
10	実施方針	福岡市が行う業務	4	I	1	(5)	オ	①	a	食器及び食具の調達を市の業務としているのは、何故でしょうか。また、本業務は、食器及び食具の選定から配膳室への搬入までを指しているのでしょうか。	前段については、食器及び食具の調達・更新は、市の責任で適切に実施すべきと考えるためです。 後段については、市が選定、調達を行い、給食センターへ搬入します。配膳室への搬入は、事業者の役割とします。
11	実施方針	市側の衛生管理業務	4	I	1	(5)	オ	②	b	事業者が行う運営各業務に付随する日常の衛生管理は、事業者側業務と理解致しますが、市が行う衛生管理業務についてその業務内容をご教示下さい。	事業者が行うセルフモニタリングとは別に市が行うモニタリングにより実施する衛生管理です。

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答
			頁	I	1	(1)	ア	①	a		
12	実施方針	福岡市が行う業務	4	I	1	(5)	オ	②	c	食材調達業務を市の業務としているのは、何故でしょうか。また、本業務は、食材の選定から施設への搬入までを指しているのでしょうか。	前段については、安全・安心の確保も含めた食材の調達については、市の責任で実施すべき業務と考えるためです。 後段については、ご理解のとおりです。
13	実施方針	事業者への支払い方法について	4	I	1	(5)	カ	②		施設の維持管理及び運営業務の対価は、年4回に分けて支払うこととありますが、支払時期をご教示願います。	後日公表する事業契約書(案)をご参照ください。
14	実施方針	物価変動について	4	I	1	(5)	カ	②		物価変動等を勘案して年に1回改定検討を行うとありますが、改定の基準となる変動範囲をご教示願います。	後日公表する事業契約書(案)をご参照ください。
15	実施方針	維持管理及び運営業務の対価の支払い頻度	4	I	1	(5)	カ	②		「施設の維持管理及び運営業務の対価は、年4回に分けて支払うこととし・・・」とありますが、運営業務コストの多くは人件費であり、また維持管理業務コストも多くの外注費から構成されることが想定されるため、毎月支払いとして頂けませんでしょうか。	原案のとおりとします。
16	実施方針	特定事業の選定に関する事項	4	I	1	(5)	カ	②		対価の支払いに関して年4回となっているが前払いか後払いか確認したい。	後払いとします。
17	実施方針	事業者の収入	4	I	1	(5)	カ	②		維持管理及び運営業務の対価の物価変動等を勘案した改訂検討は、市が行うのでしょうか。それとも、事業者を含めた双方で行うのでしょうか。	維持管理及び運営業務の対価の物価変動による改定は、事業契約書に基づき市が行います。物価変動による改定についての詳細は、後日公表する事業契約書(案)をご参照ください。
18	実施方針	事業者の収入	4	I	1	(5)	カ	③		維持管理及び運営業務の対価のうち、固定料金としたものについて前段②の物価変動等による改訂検討対象となるのでしょうか。それとも、その点についても、事業者の提案によるところとなるのでしょうか。	固定料金部分についても、原則として物価変動による改定の対象となります。ただし、市にとって不利となる改定を不要とする事業者提案を妨げるものではありません。
19	実施方針	固定料金と変動料金	5	I	1	(5)	カ	③		固定料金と変動料金を構成する費用の具体的な設定は、事業者の提案とのことですが、その内容は提案(性能)評価審査項目(案)のどの項目で評価されるのでしょうか。また、変動料金の比率が高い方(極端な場合は固定料金はなく対価全額が変動料金)が高く評価されるのでしょうか、ご教示下さい。	前段については、後日公表する落札者決定基準をご参照ください。 後段については、提案全体の内容によるため、変動料金の比率が高ければ一概に高評価となるとは限りません。
20	実施方針	事業者の収入	5	I	1	(5)	カ	③		光熱水費は事業の安定性を考慮して、貴市のご負担としていただけないでしょうか。	回答No9をご参照ください。
21	実施方針	事業の範囲	5	I	1	(5)	ク			設計・建設期間について、今回の施設規模及び諸手続き等を考えると、時間的に厳しいと思われます。供用開始日の見直し、延長等をお考えいただけないでしょうか。	実施方針等に関する意見書に対する回答No3をご参照下さい。
22	実施方針	事業スケジュール(予定)	5	I	1	(5)	ク			設計建設期間として、事業契約締結日～平成26年2月末とありますが、設計期間、建設期間それぞれの概ねの設定がございましたら、御教示下さい。	設計期間と建設期間それぞれに対する要求条件は、設定していません。
23	実施方針	平成25年度中に学校配膳室の改修を行った場合の配送業務	5	I	1	(5)	ク			平成25年度中に学校配膳室の改修を行った配送対象校への平成25年度9月以降の配送は、事業者が行うことが求められていますが、維持管理・運営期間の開始以前の事業者側配送業務に関しては、要求水準は適用されないとの理解で宜しいでしょうか。	本センター稼働前の業務については、現行の福岡市学校給食衛生管理基準等(後日公表予定)に基づいて行っていくこととなります。

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答
			頁	I	1	(1)	ア	①	a		
24	実施方針	事業スケジュール(予定)	5	I	1	(5)	ク			平成25年度中に学校配膳室の改修を行った配送対象校への平成25年9月以降の配送は事業者が行うものとするがありますが、維持管理・運営期間は平成26年4月1日開始となっておりますので、維持管理・運営期間開始前に一部の運営業務が前倒しで開始されることになるという理解でよろしいのでしょうか。また、当該配送業務に対応するサービス対価は維持管理・運営期間開始以前の期間に関する部分についても支払われるとの理解でよろしいのでしょうか。なおこの場合、サービス対価の支払は年4回ですので、当該配送業務に対応するサービス対価の初回支払は平成25年9月末になるとの理解でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、支払時期については、後日公表する事業契約書(案)をご参照ください。
25	実施方針	事業スケジュール	5	I	1	(5)	ク			平成26年4月1日から平成26年7月中旬までの期間、学校配膳室の改修工事が完了していない学校への配送は誰がどのように行うことになるのでしょうか。スケジュール詳細をご教示いただけないでしょうか。	「要求水準書(案)参考資料8」に示す第1センターの配送対象校については、改修工事の完了有無に関わらず、事業者が配送を実施します。
26	実施方針	事業スケジュール	5	I	1	(5)	ク			学校配膳室改修工事は、改修工事の提案内容によりサービス対価と入札額が大きく変わることが予想されます。従いまして、貴市より平成25年度中に改修すべき学校をご指示いただきたいと考えます。	平成25年度中に改修が必要な学校は要求水準書(案)をご参照ください。なお、要求水準書(案)で平成25年に改修が必要とされていない学校についても、可能な限り平成25年度中の改修工事を実施して頂きたいと考えています。なお、改修工事の内容については回答No8をご参照ください。
27	実施方針	調理能力	7	II	2	(1)				アレルギー食150食程度の中には、特別支援学校対応食のアレルギー食も含まれるのでしょうか。、	ご理解のとおりです。
28	実施方針	特別支援学校の提供量の違い	7	II	2	(3)		⑤		「市が別途契約する業者により排出処理を行う」とありますが、この回収業者を、ご開示頂く事は可能でしょうか？	年度ごとに契約を締結しているため、運営期間中の委託業者は未定です。なお、現在の委託業者への引き渡し条件等については、要求水準書(案)に関する質問に対する回答No5をご参照ください。
29	実施方針	募集及び選定方法方式	10	III	1					予定価格については、平成24年3月上旬の入札説明書(案)にて公表されると理解してよろしいのでしょうか。	予定価格の公表は、入札説明書の公表時とします。
30	実施方針	資格審査について	10	III	2	(2)	ア			資格審査は、入札参加者の参加資格について市において審査を行いと有りますが、どの部署にて審査を行うのでしょうか。	福岡市教育委員会教育支援部健康教育課が行います。
31	実施方針	入札予定価格の公表	10	III	2					入札予定価格(入札上限価格)は、公表されないのでしょうか。公表される予定がある場合は、公表時期についてご教示下さい。	回答No29をご参照ください。
32	実施方針	入札説明書(案)等の公表	11	III	3	(1)				平成24年3月上旬に公表が予定されている「入札説明書(案)等」に含まれる予定の文書類をご教示下さい。事業契約(案)は、含まれているとの理解で宜しいのでしょうか。	現段階では未定です。
33	実施方針	参加資格確認のための個別ヒアリング	12	III	3	(2)	ウ			参加資格確認のための個別ヒアリングを行う必要があると市が判断する場合は、どのような場合が想定されるのかご教示下さい。また、当該個別ヒアリングは、必要性が入札参加者個別に判断され、全入札参加者を対象に行われるものではないとの理解で宜しいのでしょうか。	参加資格確認のための書類に軽微な不備や疑義がある場合には、個別ヒアリングを行う場合があります。後段については、ご理解のとおりです。
34	実施方針	提出後のヒヤリング	12	III	3	(2)	エ			「提案書の審査に当たっては、提案書提出者に対して個別ヒヤリングを行う予定」とありますが、それは提出後にプレゼンテーションが開催されるとの理解で宜しいのでしょうか？	提案書提出後に、入札参加者個別にプレゼンテーション及び提案内容に関するヒアリングを実施する予定です。

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答
			頁	I	1	(1)	ア	①	a		
35	実施方針	入札参加者の構成 (SPC) について	13	Ⅲ	5	(1)				構成員以外のものがSPCの出資者になることは可能であるがとありますが、具体的にどのようなケースが考えられますか。	例えば、バックアップサービスを担う企業が、構成員とはならず、出資を行うことは可能です。
36	実施方針	入札参加者の変更について	14	Ⅲ	5	(5)				特別の事情とは、どのようなケースを想定しているのでしょうか。	例えば、6(3)の場合で、「1ないし複数の法人が参加資格の喪失した場合」を「1ないし複数の法人が(参加資格は喪失していないが)事故や経営状況の急激な悪化等により事業参加が著しく困難となった場合」に読み替えられるケースを想定しています。
37	実施方針	共通の参加資格要件	14	Ⅲ	6	(1)	イウ			最近2年間とは、「参加資格確認基準日」からその丁度2年前の同日までの期間という理解でよろしいでしょうか。	参加資格確認基準日を起算日とします。よって、最近2年間とは、参加資格確認基準日からその丁度2年前の日の前日までの期間です。
38	実施方針	入札参加者の備えるべき参加資格要件	14	Ⅲ	6	(2)				「①から③の特定業務を行う者で平成23・24年度「福岡市競争入札有資格者名簿」に登録されていない者は、競争入札参加資格審査申請すれば資格審査を行う。」とありますが、平成23・24年度「福岡市競争入札有資格者名簿」は会社ごとに3枠となっており、既に当該業務以外の資格で3枠とも登録済みの場合でも、資格審査を行っていただけるものと解釈してよろしいでしょうか。またその際「参加資格確認基準日」においてはこの要件が満たされていなくてもよいものとして考えてよろしいでしょうか。もしくはこの要件について先行して資格審査等を行っていたく予定はございますでしょうか。	前段については、平成23・24年度「福岡市競争入札有資格者名簿」へ既に当該業務以外の資格で3枠とも登録済みの場合でも、本事業についての資格審査を行います。後段については、競争入札参加資格審査申請は、入札公告日以降であれば可能ですので、原則「参加資格確認基準日」において、参加資格要件を満たす必要があります。
39	実施方針	入札参加者の備えるべき参加資格要件	14	Ⅲ	6	(2)				「福岡市競争入札有資格者名簿(委託:建築設計)」の登録には支社が所在する県の一級建築士事務所登録が条件付けされております。このたびの入札に際して他県で一級建築士事務所登録をしている本社にて対応する予定としておりますが、その際、住所表記、捺印は本社のものとする必要がありますでしょうか。一級建築士事務所登録の無い支社の住所表記、捺印でも可能でしょうか。	一級建築士事務所登録の無い支社の住所表記及び社印の使用はできません。本社の住所表記及び社印を使用してください。
40	実施方針	個別の参加資格要件	15	Ⅲ	6	(2)				①設計業務、②工事監理業務、③建設業務、④給食調理業務の4業務以外(例えば運営備品等調達業務、維持管理業務、給食調理業務以外の運営業務)を実施する者については、個別の参加資格要件はないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおり、個別の参加資格要件はありません。なお、本市の競争入札参加資格を有していることを含め、本事業の入札参加者に適用される共通の参加資格要件を充たすことが必要となります。
41	実施方針	個別の参加資格要件	15	Ⅲ	6	(2)				福岡市入札参加資格有資格者名簿に登録されている必要があるのは、設計業務、工事監理業務、建設業務を行う者で、調理企業には必要ないのでしょうか。	ご理解のとおりです。
42	実施方針	設計業務を行う者	16	Ⅲ	6	(2)		①	c	cの設計実績については、基本設計又は実施設計の実績と解釈して宜しいでしょうか。	実施設計の実績を示すものとし、基本設計の実績は含みません。
43	実施方針	ドライシステムの施工実績について	16	Ⅲ	6	(2)		③	d	ドライシステムの学校給食施設又は民間調理施設の施工実績の証明方法(証明に必要な書類等)をご教示下さい。	仕様書、契約書、図面、パンフレット等により証明してください。証明方法は特定の方法に制限していません。詳細は、後日公表する様式集を参照ください。
44	実施方針	建設業務を行う者	16	Ⅲ	6	(2)		③		建設企業の要件において、電気工業や管工業を行う者の資格要件は特にないと認識で宜しいでしょうか。(要件a～cは該当しないものとの認識で宜しいでしょうか。)	ご理解のとおりです。
45	実施方針	調理業務の実績	17	Ⅲ	6	(2)		④		給食調理業務を行う者には、ドライシステムの学校給食施設又は民間調理施設の調理業務の実績を有していることが求められていますが、実績の期間や提供食数、調理施設規模等の制限はないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答
			頁	I	1	(1)	ア	①	a		
46	実施方針	提案提出日から落札者決定日までの参加資格を喪失した場合	17	III	6	(3)	イ			「上記アと同様とする。」とありますが、アのうち、5行目の『提案書の提出日までに市が認めた場合』は、『落札者決定日までに市が認めた場合』に読み替えると考えてよろしいでしょうか。	ご指摘のとおり、『提案書の提出日までに市が認めた場合』は、『落札者決定日までに市が認めた場合』に読み替えるものとします。
47	実施方針	SPCの出資比率について	17	III	7	(1)				代表企業の出資比率の最低基準は有りますか。	代表企業の出資比率に関して、最低基準の規定はありません。
48	実施方針	事業者の募集及び選定に関する事項	17	III	7	(2)				資本金については、構成企業が出資する金額と、劣後ローンも含めた金額と考えて宜しいでしょうか。	資本金に劣後ローンは含みません。
49	実施方針	SPCの設立等	18	III	7	(3)				確認ですが、ここで制限されている”一切の処分”とは、SPCの株式に対する処分のことで間違いはないでしょうか。	ご理解のとおりです。
50	実施方針	財政上及び金融上の支援	24	VII	2	(2)				市は国から交付金の交付を受けることを想定しているとのことですが、交付金の金額と支払い時期をご教示ください。	交付金の取扱いも含め、支払方法については後日公表する入札説明書等をご参照ください。
51	リスク分担表(案)	法令リスク			3					具体例を示していただけないでしょうか。	法令変更のうち、その影響が広範に及び物価指数等に影響を与えるもの、例えば厚生年金制度の変更等については、事業者の負担とします。
52	リスク分担表(案)	許認可取得リスク	7							市で取得する許認可をご教示願います。	本事業に必要な許認可のうち、本市が取得する必要があるものです。
53	リスク分担表(案)	不可効力リスクについて								不可効力リスクの一定の金額をご教示下さい。	後日公表する事業契約書(案)をご参照ください。
54	リスク分担表(案)	不可抗力リスク							No. 18	事業者にリスク分担される「一定の金額」を、具体的にご教示下さい。	回答No53をご参照ください。
55	リスク分担表(案)	物価変動リスク			21 22					両者での分担との理解でよろしいでしょうか。その場合、どのように分けることを想定しているのでしょうか。	後日公表する事業契約書(案)をご参照ください。
56	リスク分担表(案)	物価変動リスクについて								建設期間中における一定の範囲を超える資材物価変動と有りますが、一定の範囲をご教示下さい。	後日公表する事業契約書(案)をご参照ください。
57	リスク分担表(案)	物価変動リスク							No. 21	「建設期間中における一定の範囲を超える資材物価変動に伴う事業者の費用の増減」の「一定の範囲」について、具体的に市のお考えをご教示下さい。 また、市と事業者のリスク分担に印(●)が記載されている意図についてもご教示下さい。	前段については、回答No56をご参照ください。 後段については、実際の物価変動と支払額改定にあたって参照する指標にずれが生じることによる部分は事業者負担とすることを意味しています。

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答
			頁	I	1	(1)	ア	①	a		
58	リスク分担表 (案)	物価変動リスク							No. 22	「維持管理・運営期間における一定の範囲を超える物価変動(インフレ・デフレ)に伴う事業者の費用の増減」の「一定の範囲」について、具体的に市のお考えをご教示下さい。 また、市と事業者のリスク分担に印(●)が記載されている意図についてもご教示下さい。	前段については、後日公表する事業契約書(案)をご参照ください。 後段については、回答No57をご参照ください。
59	リスク分担表 (案)	リスク分担表(物価変動リスク)								物価変動リスクについて、事業の安定性を考慮して、貴市のリスク範囲としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
60	リスク分担表 (案)	用地リスク			37					「上記以外」とは、No.36の「市が公表した資料に示されたもの又は市が公表した資料から合理的に予測できる土壌汚染及び地中障害物」を指すとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
61	リスク分担表 (案)	施設損傷リスク			55					※3は※4の間違いでしょうか。	ご指摘のとおり、※4に修正します。
62	リスク分担表 (案)	サービス購入費の見直し							※5	事業期間中に一定以上の給食数が減少する場合は、サービス購入費の見直しを行うことを検討中とのことですが、見直し条件やルール等については、入札説明書(案)等の公表時にあわせて公表頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	後日公表する事業契約書(案)をご参照ください。
63	リスク分担表 (案)	食器等破損リスク			74					児童による破損は貴市のご負担との考えでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
64	リスク分担表 (案)	残渣処理リスク			75 76 77					当該項目における想定されるリスクとはどのようなものかご教示いただけないでしょうか。	残渣の搬送業務における事故、分別の不徹底等のリスクを想定しています。

■その他

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答
			頁	I	1	(1)	ア	①	a		
1	実施方針	その他								予定価格は公表されるのでしょうか。また、最低制限価格は設定されるのでしょうか。	最低制限価格は設けません。
2	実施方針	その他								入札において、最低制限価格等の設定は、あるのでしょうか。	回答No1をご参照ください。
3	提案(性能)審査項目 (案)	地域社会、地域経済への貢献								大項目「事業計画」にある「地域社会、地域経済への貢献」とは、地元企業が構成員、協力企業に参加するといったことも含まれるのでしょうか。	ご理解のとおりです。

実施方針等に関する意見に対する回答

■実施方針

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答
			頁	I	1	(1)	ア	①	a		
1	実施方針	福岡市が行う業務	4	I	1	(5)	オ	①	a	食器及び食具は、よりおいしく給食を食する要因となるのではないかと考えますので、事業者による提案等の余地があるのではないかと考えます。	原案のとおりとします。
2	実施方針	福岡市が行う業務	4	I	1	(5)	オ	②	c	食材調達について、より豊かでおいしい給食の実現、効率的な調達、調達先の選定(地元食材の活用等)など、事業者提案の余地があるのではないかと考えます。	原案のとおりとします。
3	実施方針	事業スケジュール	5	I	1	(5)	ク			設計・建設期間は16、7カ月と示されていますが、48条ただし書きによる建築許可に関する手続きも含めた妥当な設計期間は6か月、また、一定の予算内で一定の品質を保持し得る標準的な建設期間はとしては15カ月と考えます。適正な設計・建設期間に近づくよう、供用開始日を半年延ばし、平成26年9月1日としていただけないでしょうか。	供用開始時期及び開業準備期間については、用地の購入時期や建築基準法第48条ただし書き等を踏まえて現在検証しているところであり、ご意見についても参考とさせていただきます。
4	実施方針	事業スケジュール	5	I	1	(5)	ク			設計・建設期間が約17ヶ月と短期間の条件となっております。同規模の給食センターですと設計・建設期間は約2年とされる事が多く、十分な設計協議期間や工事期間を設定するで、適切な施設建築に繋がると認識しています。供用開始を平成26年4月より9月(2学期開始)へ延期して頂くことを要望します。	回答No3をご参照ください。
5	実施方針	事業スケジュール	5	I	1	(5)	ク			要求水準書(案)にもありますように、本計画敷地の地域地区は第1種住居地域であり、建築基準法48条による許可が必要とされ、また調理能力を満たすには建設規模も相当のものが必要となるため、現在示されている設計建設期間では困難が予想されます。適正な設計・建設が行えるよう、設計・建設期間の再考をお願いします。	回答No3をご参照ください。
6	実施方針	事業スケジュール	5	I	1	(5)	ク			建築基準法48条による許可を取得するためには、公聴会、審査会など、必要期間を確定しがたい要素がございます。それらによる事業遅延のリスクを事業者のみの負担となることが無いよう、御配慮願います。	回答No3をご参照ください。
7	実施方針	事業スケジュール	5	I	1	(5)	ク			設計・建設期間:事業契約日～平成26年2月末 開業準備期間:平成26年3月1日～平成26年3月末 供用開始:平成26年4月1日 とあります。事業契約日が平成24年10月上旬とした場合、約1年5ヶ月の工期となります。過去の事例から見ますと同規模の施設では設計・建設工期が1年9ヶ月程度の工期となっております。また、開業準備期間に関しては2ヶ月程度が多いです。本事業に関しましても、より良い施設造りをするために共用開始を夏休み明け平成26年9月1日となるよう設計・建設工期及び開業準備期間の工期変更のご検討をお願いします。	回答No3をご参照ください。

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答
			頁	I	1	(1)	ア	①	a		
8	実施方針	事業スケジュール	5	I	1	(5)	ク			設計・建設期間と同じように、開業準備期間も1ヶ月では短く、2～3ヶ月の期間を設定頂きたいと思われまので、供用開始を平成26年4月より9月(2学期開始)へ延期して頂くことを要望します。	回答No3をご参照ください。
9	実施方針	事業スケジュール	5	I	1	(5)	ク			開業準備期間が1ヶ月間ですが、研修・設備取扱いの習熟・リハーサル等行い万全の体制を整えるのであれば準備期間を2ヶ月は必要と考えます。	回答No3をご参照ください。
10	実施方針	著作権	18	III	8	(1)				提案書を公表する際には公表内容を事前に事業者に対して通知していただけないでしょうか。	事業者と事前に協議します。
11	実施方針	著作権	18	III	8	(1)				「本事業において公表等が必要と認めるときは、市は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。」とありますが、「本事業において公表等が必要と認めるときは、市は“入札参加者に了承を求めた上で”提案書の全部又は一部を使用できるものとする。」等に補足していただけますようお願いいたします。	回答No10をご参照ください。
12	リスク分担表(案)	住民対応リスク			10					本件施設の設置・運営に関する住民反対運動の訴訟・要望に関するリスクは貴市の負担、それ以外は事業者負担とされておりますが、善管注意義務に反さず適正な調査・建設工事を行っているにも関わらず周辺住民の反対運動によりスケジュールの遅延や追加費用が発生した場合において、当該費用については貴市にてご負担いただきたく、お願い致します。	原案のとおりとします。詳細は、後日公表する事業契約書(案)をご参照ください。
13	リスク分担表(案)	第三者賠償リスク			13					維持管理の不備によらない施設の劣化については、建物所有者である貴市のご負担としていただき、「維持管理の不備(これに起因する施設の劣化を含む。)」による第三者への賠償」などとしていただけませんか。事業者は建物所有者でないため、保険での対応もできかねます。	原案のとおりとします。詳細は、後日公表する事業契約書(案)をご参照ください。
14	リスク分担表(案)	用地リスク			37					土壌汚染や地中障害物に関するリスクは事業者では負いかねると考えます。事前に除却いただく等、ご再考願えませんでしょうか。	原案のとおりとします。詳細は、後日公表する事業契約書(案)をご参照ください。
15	リスク分担表(案)	用地リスク			51					※3の「帰責性」を「故意又は重過失」に変更していただくことはできないでしょうか。	原案のとおりとします。詳細は、後日公表する事業契約書(案)をご参照ください。